

京都府内水面漁場管理委員会指示第 25 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 7 年 3 月 28 日

京都府内水面漁場管理委員会
会長 中原 紘之

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、府内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、他の水面から持ち出したコイを放流してはならない。ただし、コイヘルペスウイルス病の PCR 検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2 指示の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで